

和泉市職員措置請求書

和泉市市長措置請求の要旨

1. 請求の要旨

(1) 請求の対象行為

議会事務局は市民の訃報情報を議員等に FAX 送信している。市民の訃報情報を議員に提供することは違法不当であり、市に FAX 通信費等の損害を与えている。

(2) 前記行為の違法・不当の理由

・議員等への一般市民の訃報情報提供は行政目的と何ら関係なく不当である

これらの情報提供はコストをかけてまで行わねばならない行政事務とは到底考えられない。議員活動を円滑に行うためのものでもない単なる議員の個人的行為の為に市民の税金を使うことは許されない。

地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされており、本件行為はこれに反する行為である。

更にこの訃報情報の提供は後に述べる個人情報保護の観点からも違法不当であり、同じく地方自治法第2条第16項で「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」にも抵触する。

更に言えば“公務より葬儀を優先している”等の市民の批判を助長している面も否定できない。

・上記訃報提供に先行する市民課から議会事務局への情報提供との関連について

違法性の継承の問題として最高裁判例「川崎市収賄職員退職手当支払事件(最判昭和60・9・12判時1171号62頁)」において

「住民訴訟の対象が、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法な財務会計上の行為又は怠る事実に限られることは、同条の規定に照らして明らかであるが、右の行為が違法となるのは、単にそれ自体が直接法令に違反する場合だけではなく、その原因となる行為が法令に違反し許されない場合の財務会計上の行為もまた違法となる。そして、本件条例の下においては、分限免職処分がなされなければ当然に所定額の退職手当が支給されることとなっており、本件分限免職処分は本件退職手当の支給の直接の原因をなすものというべきであるから、前者が違法であれば後者もまた当然に違法となる」

本件に当てはめれば先行行為が市民課から議会事務局への個人情報提供であり、後行行為が FAX での議員等への情報提供の財務行為である。

・市民課からの議会事務局への個人情報提供の違法性・不当性について

和泉市個人情報保護条例第9条(利用及び提供の制限)には、実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を当該実施機関内において利用(以下「目的外利用」という)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という)してはならない。

とされている。即ち個人情報を収集した目的以外には原則利用できないとしたものである。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでないとして、(1)から(6)までがあげられている。

本件の議員への情報提供即目的外利用について、市民課は市長宛に個人情報目的外利用・外部提供届け出書を提出している。届け出書の目的外利用の根拠として上記の1及び5が該当するとされている。

<その1. 本人同意について>

その1では“本人の同意があるとき又は本人に提供するとき”とある。

本人の同意は本人が死亡しているのであるから、同意を得ることは不可能である。

本人の同意を関係者(喪主等)が代行していると考えたとしても、以下の不当性がある。市民課では市民からの火葬受付時に市営葬儀及び火葬受付簿(事実証明その2)を作成し、本人に葬儀内容の公表の可否を確認して当該受付簿に記入している。市民課から議会事務局への情報提供は、議会事務局の担当者が市民課に出向き受け付け簿をコピーすることによって行われている。

受付簿には公開拒否の人の情報も含まれており、この方法では本人確認があることを理由にした目的外利用は成り立たない。

更に本人同意の方法について考えると、総務省行政管理局HPの

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)(この法律は国や内閣に置かれる機関や会計検査院を含む国のすべての行政機関を対象としたもので、地方自治体を対象としていない。しかしながら基本的理念や考え方は地方自治体の同様条例にも適用されるべきものである)のよくある質問では、以下のように述べられている。

Q5 - 8 利用目的以外に利用・提供することができる場合として、保護法は「本人の同意があるとき」(第8条第2項第1号)を規定していますが、具体的にどのような方法で同意を得ればよいのですか。

A 本人の同意を得る方法について、特に、保護法には規定はありません。書面により同意の意思を確認する方法のほか、口頭により確認する方法等も考えられます。ただし、いずれの方法であっても、本人が当該保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の内容について認識することができるよう適切に行う必要があります。

先程述べたように、市民課では届け出の際に葬儀内容の公表の可否を確認している。しかしながらこの確認は漠然と公表の可否を口頭で確認したもので、議員等に対する情報提供を前提に確認したのではなく、前述の「利用目的以外に利用・提供の内容について認識することができるよう適切に行う必要があります」に関し不十分であり、議員に

に対する葬儀情報の提供に同意したとは言えない。

以上から公開を拒否した人の情報も議会事務局に公開されていること、更に公開についての同意の方法についても不十分であり、目的外利用の根拠として本人の同意を得ているとは言えない。

<その5.“本人又は第三者の権利利益を侵害する恐れがない”について>

本人又は第三者の権利利益を侵害する恐れがあるかどうかについては、将来予測し得ない問題の発生も考えられることから、より慎重な判断が求められる。特に死亡に関する情報でありその恐れが無いとは断定できない。

更に、同じくよくある質問で目的外で提供できる場合について

Q5 - 5 行政機関の保有する個人情報について利用目的以外の利用・提供を行うことができるのは、どのような場合ですか。

A 行政機関は、原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供してはなりません(保護法第8条第1項)。しかし、行政機関の保有する保有個人情報については、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要です。また、本人の利益や社会公共の利益のために、保有個人情報の利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もあります。保護法では、このような場合には、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報を利用することの有用性を比較衡量し、例外的に利用目的以外の利用・提供を行うことができるとされています(第8条第2項)。

とされています。

即ち収集した個人情報を目的外で利用するには、その情報を公開したために生じる個人の権利等の侵害と利用による有益性を比較して考えるべきとされているもので、その点で考えると本件の死亡情報の提供は余程の有益性が保障されねばならない。

更に、本件の議員に対する葬儀情報提供は前述の「行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図る観点や社会公共の利益のため」と何ら関係なく、

何れの点で考えても合理的とする要件を満たしていない。

この様に先行行為としての市民課からの議会事務局への個人情報の提供が違法又は不当であり、その結果後方行為であるFAXでの議員への情報提供の財務行為も違法・不当と言える。情報提供自体が違法・不当であり、且つ違法性の継承の視点で考えても本件財務会計行為は違法・不当と言える。

(3)具体的な損害の認定について

詳細資料不明なため推定の値であるが、年間死亡届約1,000件、その内公開を認めた割合約70%として700件、対象議員等を25名として年間FAX通信費は

$700 \text{件} \times 25 \text{名} \times 7 \text{円} = 122,500 \text{円}$

人件費は詳細不明で割愛する。

(4)措置請求事項

和泉市長に対し

前記損害額の損害賠償を求めるべきであるが、損害額の確定が現時点で出来ないため、今後新たな損害の発生を回避すべく議員等への FAX での葬儀情報提供の差し止めを求める。

2. 請求者

住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10号

職業 オンブズ和泉代表

氏名

住所

職業

氏名

地方自治法施行令第242条第1項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成18年4月5日

和泉市監査委員 様

事実証明 その1 訃報

事実証明 その2 市営葬儀及び火葬受付簿

事実証明 その3 個人情報目的外利用・外部提供届出書

事実証明 その4 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号) よくある質問(抜粋)

事実証明 その5 違法性の継承に関する文献(住民訴訟の上手な対処法 秋田仁志・井上元編 発行民事法研究会)